

information

お知らせ

第5次基本構想・前期基本計画策定に係る市民意向調査を実施

市では、平成33(2021)年3月に第4次基本構想・後期基本計画の計画年度が終了することに伴い、第5次基本構想・前期基本計画を策定します。

市民の皆さんの満足度や重要度等の意見を調査し、計画の策定に活用していくため、7月中旬に郵送でアンケート調査を行います。

対平成30年7月1日現在18歳以上で、住民基本台帳から無作為に抽出した2千人

武蔵小金井駅南口第2地区 地区市街地再開発組合の事業計画(第二回変更)が認可

武蔵小金井駅南口第2地区 地区市街地再開発組合の事業計画(第二回変更)が認可

ご利用ください 7月の休日窓口

開設時間午前9時～午後1時 開設窓口市民課、保険年金課国民健康保険係、子育て支援課手当助成係(1日のみ)、納税課(1日のみ) ※一部取り扱いできない業務(後期高齢者医療事務・市税証明書交付事務ほか)もあり

7月 〇は休日窓口開設日
日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5 6 7
8 9 10 11 12 13 14
15 16 17 18 19 20 21
22 23 24 25 26 27 28
29 30 31

第一種市街地再開発事業について、同組合の事業計画の変更が、6月4日付けで都知事から認可されました。

縦覧期間同組合設立認可取消し、解散または建築工事完了の公告の日まで

市長の所得等報告書などの閲覧
市では、「政治倫理の確立のための小金井市長の資産等の公開に関する条例」に基づき提出された市長の資産等補充報告書、所得等報告書および関連会社等報告書を公開しています。

これらの報告書は、どなたでも申請のうえ閲覧することができます。

閲覧日7月2日(月)から ※すでに提出されている資産等報告書等は、7月2日以前でも閲覧できます

閲覧場所情報公開コーナー

開企企画政策課企画政策係(042-387-9826)、土曜・日曜・祝日は市役所代表(042-383-1111)

市役所第二庁舎6階 総務課情報公開係(042-387-9926)

システムメンテナンスに伴う住民票等のコンビニ交付サービスの停止
7月14日(土)午前6時30分～午後11時

縦覧場所(まちづくり推進課まちづくり係(市役所第二庁舎5階042-387-9886))

郵送請求・電話窓口制度・広域交付住民票のご案内
日中、市役所に来られない方や、マイナンバーカードによるコンビニ交付を利用できない方は、その他の請求方法により、証明書等が交付請求できます。

必要書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード)
必要書類を添えて、資産税課土地係(市役所第二庁舎3階)へ提出してください。

住民票の写しや戸籍の全部・個人事項証明書等が交付請求できます。ただし、日数が1週間程度かかりますので、余裕をもって請求してください。

必要書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード)
必要書類を添えて、資産税課土地係(市役所第二庁舎3階)へ提出してください。

住民票の写しや戸籍の全部・個人事項証明書等が交付請求できます。ただし、日数が1週間程度かかりますので、余裕をもって請求してください。

マイナンバーカードには顔写真付き住民票カードを含む【電話窓口制度】
電話で申請し、指定した取扱窓口で住民票の写し・除かれた住民票の写し、印鑑登録証明書、母子手帳、戸籍の附票・除籍の附票を受け取ることができます。

住民票の写しや戸籍の全部・個人事項証明書等が交付請求できます。ただし、日数が1週間程度かかりますので、余裕をもって請求してください。

受付時間(月曜～金曜)午前8時30分～午後4時
手数料1通300円(母子手帳は無料)

広域交付住民票
本人が住民登録地以外の市役所で発行する住民票です。勤務先や外出先で住民票が必要になった場合に利用ください。

必要書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード)
必要書類を添えて、資産税課土地係(市役所第二庁舎3階)へ提出してください。

住民票の写しや戸籍の全部・個人事項証明書等が交付請求できます。ただし、日数が1週間程度かかりますので、余裕をもって請求してください。

住民票の写しや戸籍の全部・個人事項証明書等が交付請求できます。ただし、日数が1週間程度かかりますので、余裕をもって請求してください。

住民票の写しや戸籍の全部・個人事項証明書等が交付請求できます。ただし、日数が1週間程度かかりますので、余裕をもって請求してください。

住民票の写しや戸籍の全部・個人事項証明書等が交付請求できます。ただし、日数が1週間程度かかりますので、余裕をもって請求してください。

住民票の写しや戸籍の全部・個人事項証明書等が交付請求できます。ただし、日数が1週間程度かかりますので、余裕をもって請求してください。

住民票の写しや戸籍の全部・個人事項証明書等が交付請求できます。ただし、日数が1週間程度かかりますので、余裕をもって請求してください。

暗証番号の入力が必要で、その他官公署が発行した免許証、許可証もしくは資格証明書等
手数料1通300円

私道部分の非課税扱いの申請
平成31年1月1日現在、一定の条件を満たす私道を所有する方は、申請によって固定資産税・都市計画税が平成31年度以降、非課税扱いとなります。

申告期限平成31年1月31日
市所定の申請書(資産税課で配布)に必要事項を明記し、私道求積図を添えて、資産税課土地係(市役所第二庁舎3階)へ提出してください。

住民票の写しや戸籍の全部・個人事項証明書等が交付請求できます。ただし、日数が1週間程度かかりますので、余裕をもって請求してください。

住民票の写しや戸籍の全部・個人事項証明書等が交付請求できます。ただし、日数が1週間程度かかりますので、余裕をもって請求してください。

住民票の写しや戸籍の全部・個人事項証明書等が交付請求できます。ただし、日数が1週間程度かかりますので、余裕をもって請求してください。

住民票の写しや戸籍の全部・個人事項証明書等が交付請求できます。ただし、日数が1週間程度かかりますので、余裕をもって請求してください。

住民票の写しや戸籍の全部・個人事項証明書等が交付請求できます。ただし、日数が1週間程度かかりますので、余裕をもって請求してください。

住民票の写しや戸籍の全部・個人事項証明書等が交付請求できます。ただし、日数が1週間程度かかりますので、余裕をもって請求してください。

こがねい十五夜場留スタンプラリーの名所募集
参加店や名所を巡り、スタンプを集めると抽選ですてきな賞品が当たる「こがねい十五夜場留」(10月開催)について、市内の名所30か所を募集します。とっておきの名所を教えてください。

募集内容市内の名所(場所・店・人)
他心募多数の場合は審査のうえ決定し、イベント用冊子に掲載

7月31日までに、電話、ファクスまたはEメールで、市商工会(042-381-8765 FAX 042-382-8585 kogan@kogan.or.jp)へお申し込みください。

政治家は贈らない 有権者は求めない
政治家(候補者、候補者になろうとしている者および現に公職にある者)が選挙区内の人や団体にお金や品物を贈ることは、法律で禁止されています。また、政治家に寄附を求めることも禁止されています。

政治家は贈らない 有権者は求めない
政治家(候補者、候補者になろうとしている者および現に公職にある者)が選挙区内の人や団体にお金や品物を贈ることは、法律で禁止されています。また、政治家に寄附を求めることも禁止されています。

政治家は贈らない 有権者は求めない
政治家(候補者、候補者になろうとしている者および現に公職にある者)が選挙区内の人や団体にお金や品物を贈ることは、法律で禁止されています。また、政治家に寄附を求めることも禁止されています。

政治家は贈らない 有権者は求めない
政治家(候補者、候補者になろうとしている者および現に公職にある者)が選挙区内の人や団体にお金や品物を贈ることは、法律で禁止されています。また、政治家に寄附を求めることも禁止されています。

政治家は贈らない 有権者は求めない
政治家(候補者、候補者になろうとしている者および現に公職にある者)が選挙区内の人や団体にお金や品物を贈ることは、法律で禁止されています。また、政治家に寄附を求めることも禁止されています。

政治家は贈らない 有権者は求めない
政治家(候補者、候補者になろうとしている者および現に公職にある者)が選挙区内の人や団体にお金や品物を贈ることは、法律で禁止されています。また、政治家に寄附を求めることも禁止されています。

◆◆各種審議会等の開催日程◆◆ ※保育あり(要事前申込)

Table with 5 columns: 名称, とき, ところ, 内容, 問合せ先. Rows include 児童館運営審議会, 廃棄物減量等推進審議会, 消費生活審議会, 地域自立支援協議会, 公民館運営審議会, 子ども・子育て会議.

政治家の寄附は禁止 寄附禁止のルールを守って 明るい選挙の実現を
7・8月を中心に「政治家の寄附禁止」の啓発活動を行います。

政治家は贈らない 有権者は求めない
政治家(候補者、候補者になろうとしている者および現に公職にある者)が選挙区内の人や団体にお金や品物を贈ることは、法律で禁止されています。また、政治家に寄附を求めることも禁止されています。

政治家は贈らない 有権者は求めない
政治家(候補者、候補者になろうとしている者および現に公職にある者)が選挙区内の人や団体にお金や品物を贈ることは、法律で禁止されています。また、政治家に寄附を求めることも禁止されています。

政治家は贈らない 有権者は求めない
政治家(候補者、候補者になろうとしている者および現に公職にある者)が選挙区内の人や団体にお金や品物を贈ることは、法律で禁止されています。また、政治家に寄附を求めることも禁止されています。

政治家は贈らない 有権者は求めない
政治家(候補者、候補者になろうとしている者および現に公職にある者)が選挙区内の人や団体にお金や品物を贈ることは、法律で禁止されています。また、政治家に寄附を求めることも禁止されています。

政治家は贈らない 有権者は求めない
政治家(候補者、候補者になろうとしている者および現に公職にある者)が選挙区内の人や団体にお金や品物を贈ることは、法律で禁止されています。また、政治家に寄附を求めることも禁止されています。

政治家は贈らない 有権者は求めない
政治家(候補者、候補者になろうとしている者および現に公職にある者)が選挙区内の人や団体にお金や品物を贈ることは、法律で禁止されています。また、政治家に寄附を求めることも禁止されています。

政治家は贈らない 有権者は求めない
政治家(候補者、候補者になろうとしている者および現に公職にある者)が選挙区内の人や団体にお金や品物を贈ることは、法律で禁止されています。また、政治家に寄附を求めることも禁止されています。

政治家は贈らない 有権者は求めない
政治家(候補者、候補者になろうとしている者および現に公職にある者)が選挙区内の人や団体にお金や品物を贈ることは、法律で禁止されています。また、政治家に寄附を求めることも禁止されています。